

(仮称) 杉並区いじめの防止等に関する条例 骨子 (修正後)

1 条例の目的

この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、児童生徒に対するいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための基本理念、区、学校、保護者等の責務、区の取組の基本事項等を定めることにより、いじめの防止等のための対策を推進することを目的とします。

2 いじめの定義

この条例において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならないこと等とします。

4 いじめの禁止等

- (1) 児童生徒は、いじめを行ってはならないことを明らかにします。
- (2) 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めること等とします。

5 区、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務

- (1) 区は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための施策を策定し、推進することとします。
- (2) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、組織的に学校全体でいじめの防止等に取り組むこと等とします。
- (3) 保護者は、児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであって、その監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう努めること等とします。
- (4) 保護者は、その監護する児童生徒がいじめを受けた場合には、当該児童生徒をいじめから保護するものとします。

6 区民等及び関係機関の役割

区民等及び関係機関は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること等とします。

7 いじめ防止基本方針【※1】

※下線は、区民等意見により修正した箇所

(1) 杉並区いじめ防止対策推進基本方針

区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、区が、杉並区いじめ防止対策推進基本方針を定めること等を明記します。

(2) 学校いじめ防止基本方針

区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、当該区立学校が、学校いじめ防止基本方針を定めること等を明記します。

8 いじめの防止等のための措置等

(1) いじめの防止等のための組織【※2】

区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校が、当該区立学校の複数の教職員等により構成される「学校いじめ対策委員会」を設置することを明記します。

(2) いじめの防止等のための措置

- 教育委員会及び区立学校は、区立学校におけるいじめの防止に資するため、道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、児童生徒の自主的な活動に対する支援等を行うこととします。
- 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な措置を講ずるものとします。
- 教育委員会及び区立学校は、いじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるとともに、相談体制を整備することとします。
- 区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあると認めたときは、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとします。
- 教育委員会は、区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあると認めたときは、必要に応じ、当該区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら必要な調査を行うこととします。
- 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校において、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った児童生徒に対する指導・支援及びその保護者に対する助言を行うこととします。

9 啓発活動

(1) 区は、いじめの防止等のための啓発活動を行うこととします。

(2) 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒等に対し、いじめの防止等のための対策を行うことの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行うこと等とします。

10 重大事態への対処

(1) 区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生したときは、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を区長に報告することとします。【※3】

(2) 教育委員会の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」と

※下線は、区民等意見により修正した箇所

いう。)を設置し、対策委員会が重大事態の調査を行います。

- (3) 区長の附属機関として、(仮称)杉並区いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置します。法第30条第2項の規定により、対策委員会が行った調査の結果について調査を行うこととしたときは、調査委員会がその調査を行います。【※4】
- (4) 区長及び教育委員会は、対策委員会による調査及び調査委員会による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることとします。

1.1 その他

(1) 財政上の措置等

区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めることとします。

(2) 区立学校以外の学校への協力要請

区は、区立学校以外の学校に対し、区がいじめの防止等のための措置について協力を求めることができることとします。

【参考】

- ※1 区及び区立学校は、法第12条及び第13条の規定に基づいて、すでに「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を定めていますが、この条例を制定するに当たり、改めて、いじめ防止基本方針を定めることを明記します。
- ※2 区立学校は、法第22条の規定に基づいて、すでに「学校いじめ対策委員会」を設置していますが、この条例を制定するに当たり、改めて、いじめの防止等のための組織を設置することを明記します。
- ※3 法第28条第1項では、重大事態は、次のように定義されています。
- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※4 法第30条第2項では、地方公共団体の長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会による重大事態の調査の結果について調査を行うことができることが規定されています。